

秋田県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定により、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	282号	鹿角郡小坂町小坂字矢柄平27番3地先から字渋沢出口1番2地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和8年4月28日

5 道路の占有を制限する区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部企画・用地課

(2) 期間 令和8年4月28日（火）から同年5月12日（火）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

秋田県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定により、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	282号	鹿角郡小坂町小坂字濁川24番2地先から字岱42番3地先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和8年4月28日

5 道路の占有を制限する区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部企画・用地課

(2) 期間 令和8年4月28日（火）から同年5月12日（火）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）